

岐 阜 県 公 報

目 次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課)

ページ
一

号外 (第) 平成二十五年 四月 一日

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

岐阜県公安委員会規則第四号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三一般国道二百四十八号の項中「関市倉知佃二五〇三番一地先」を「美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三一四番二地先」に、「同市山田門田七六番一地先」を「関市山田門田七六番一地先」に改め、同表一般国道四百十七号の項中「揖斐郡揖斐川町和田字井ノ下四五六番二地先」を「揖斐郡揖斐川町三輪字下吹元五三四番一地先」に改め、同表県道江南関線の項に次のように加える。

関市倉知字餅売場三〇四二番五地先から
同市栄町五丁目九九番地先まで

別表第三土岐市道の項に次のように加える。

土岐市泉町久尻字石砂酒二四三二番一六五地先から
同 市同町同 字同 二四三二番三六地先まで
土岐市泉町久尻字石砂酒二四四八番一地先から

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十五年四月一日

